

	<h1>鳥取県公報</h1>	平成 25 年 12 月 27 日(金) 号外第 1 2 9 号
		毎週火・金曜日発行

目 次

- ◇ 規 則 鳥取県行政組織規則の一部を改正する規則（80）（業務効率推進課）・・・・・・・・・・ 3
- 鳥取県債権管理事務取扱規則等の一部を改正する規則（81）（会計指導課）・・・・・・・・ 5
- ◇ 教委規則 鳥取県立学校管理規則の一部を改正する規則（10）（高等学校課）・・・・・・・・・・ 11

==== 公布された規則のあらまし ====

◇鳥取県行政組織規則の一部改正について

1 規則の改正理由

平成26年度に開催される全国障がい者芸術・文化祭の準備及び運営のため、部内局及び課を新設する。

2 規則の概要

- (1) 福祉保健部内に全国障がい者芸術・文化祭実施本部を、同本部内に全国障がい者芸術・文化祭課を置き、全国障がい者芸術・文化祭に関する事務を所掌させる。
- (2) 施行期日は、平成26年1月1日とする。

◇鳥取県債権管理事務取扱規則等の一部改正について

1 規則の改正理由

鳥取県延滞金徴収条例の一部が改正され、分担金等の延滞金の割合が改められたことに伴い、督促状の様式及び貸付金等の延滞利息の割合を改める。

2 規則の概要

(1) 鳥取県債権管理事務取扱規則の一部改正

督促状の様式について所要の規定の整備を行う。

(2) 鳥取県公有財産事務取扱規則、介護福祉士等修学資金貸与規則、鳥取県保育士等修学資金貸付規則、鳥取県看護職員修学資金等貸付規則、鳥取県理学療法士等修学資金貸付規則、鳥取県医師養成確保奨学金貸付規則、鳥取県緊急医師確保対策奨学金貸付規則、鳥取県医師海外留学資金貸付金貸付規則、鳥取県臨時特例医師確保対策奨学金貸付規則及び鳥取県臨床研修医研修資金貸付金貸付規則の一部改正

遅延損害金の計算に用いる割合を、年14.6パーセントと租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合（平成26年は0.9パーセント）に年8.3パーセントの割合を加算した割合とのいずれか低い割合とする。

(3) 施行期日等

- ア 施行期日は、平成26年1月1日とする。
- イ 所要の経過措置を講ずる。

規 則

鳥取県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年12月27日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第80号

鳥取県行政組織規則の一部を改正する規則

鳥取県行政組織規則（昭和39年鳥取県規則第13号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																																																						
<p>(部局及び部内局の名称等)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 前項に掲げる部局のうち、次の表の左欄に掲げる部局の下に、同表の右欄に掲げる部内局を置く。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="width: 30%;">福祉保健部</td> <td style="border-bottom: 2px solid black; border-right: 2px solid black;"> <u>全国障がい者芸術・文化祭実施本部</u> 子育て王国推進局 健康医療局 </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> </table> <p>(課及び総室内室並びに課内室等の設置)</p> <p>第6条 次の表の第1欄に掲げる部局及び第2欄に掲げる部内局に、同表の第3欄に掲げる課及び総室内室を置き、課に同表の第4欄に掲げる課内室等を置く。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th style="width: 10%;">部局</th> <th style="width: 10%;">部内局</th> <th style="width: 20%;">課及び総室内室</th> <th style="width: 60%;">課内室等</th> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">福祉保健部</td> <td></td> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">長寿社会課</td> <td style="text-align: center;">地域支え愛推進室</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="border: 2px solid black;">全国障がい者芸術・文化祭実施本部</td> <td style="border: 2px solid black;">全国障がい者芸術・文化祭課</td> <td style="border: 2px solid black;"></td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">子育て</td> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> </table>	略		福祉保健部	<u>全国障がい者芸術・文化祭実施本部</u> 子育て王国推進局 健康医療局	略		部局	部内局	課及び総室内室	課内室等	略				福祉保健部		略			長寿社会課	地域支え愛推進室		全国障がい者芸術・文化祭実施本部	全国障がい者芸術・文化祭課			子育て	略		<p>(部局及び部内局の名称等)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 前項に掲げる部局のうち、次の表の左欄に掲げる部局の下に、同表の右欄に掲げる部内局を置く。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="width: 30%;">福祉保健部</td> <td style="width: 70%;">子育て王国推進局 健康医療局</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> </table> <p>(課及び総室内室並びに課内室等の設置)</p> <p>第6条 次の表の第1欄に掲げる部局及び第2欄に掲げる部内局に、同表の第3欄に掲げる課及び総室内室を置き、課に同表の第4欄に掲げる課内室等を置く。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th style="width: 10%;">部局</th> <th style="width: 10%;">部内局</th> <th style="width: 20%;">課及び総室内室</th> <th style="width: 60%;">課内室等</th> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">福祉保健部</td> <td></td> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">長寿社会課</td> <td style="text-align: center;">地域支え愛推進室</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">子育て</td> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> </table>	略		福祉保健部	子育て王国推進局 健康医療局	略		部局	部内局	課及び総室内室	課内室等	略				福祉保健部		略			長寿社会課	地域支え愛推進室		子育て	略	
略																																																							
福祉保健部	<u>全国障がい者芸術・文化祭実施本部</u> 子育て王国推進局 健康医療局																																																						
略																																																							
部局	部内局	課及び総室内室	課内室等																																																				
略																																																							
福祉保健部		略																																																					
		長寿社会課	地域支え愛推進室																																																				
	全国障がい者芸術・文化祭実施本部	全国障がい者芸術・文化祭課																																																					
	子育て	略																																																					
略																																																							
福祉保健部	子育て王国推進局 健康医療局																																																						
略																																																							
部局	部内局	課及び総室内室	課内室等																																																				
略																																																							
福祉保健部		略																																																					
		長寿社会課	地域支え愛推進室																																																				
	子育て	略																																																					

<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 15%; text-align: center;">て王 国推 進局</td> <td style="width: 85%;"></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> </table> <p>(福祉保健部各課の所掌事務)</p> <p>第9条 福祉保健部各課の所掌事務は、次のとおりとする。</p> <p style="padding-left: 2em;">福祉保健課～長寿社会課 略</p> <p style="padding-left: 2em;"><u>全国障がい者芸術・文化祭実施本部全国障がい者芸術・文化祭課</u></p> <p style="padding-left: 2em;"><u>全国障がい者芸術・文化祭に関すること。</u></p> <p style="padding-left: 2em;">子育て王国推進局子育て応援課～健康医療局医療指導課 略</p>	て王 国推 進局		略		略		<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 15%; text-align: center;">て王 国推 進局</td> <td style="width: 85%;"></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> </table> <p>(福祉保健部各課の所掌事務)</p> <p>第9条 福祉保健部各課の所掌事務は、次のとおりとする。</p> <p style="padding-left: 2em;">福祉保健課～長寿社会課 略</p> <p style="padding-left: 2em;">子育て王国推進局子育て応援課～健康医療局医療指導課 略</p>	て王 国推 進局		略		略	
て王 国推 進局													
略													
略													
て王 国推 進局													
略													
略													

附 則

この規則は、平成26年1月1日から施行する。

鳥取県債権管理事務取扱規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年12月27日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第81号

鳥取県債権管理事務取扱規則等の一部を改正する規則

(鳥取県債権管理事務取扱規則の一部改正)

第1条 鳥取県債権管理事務取扱規則(昭和39年鳥取県規則第16号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>様式第1号(第4条関係)</p> <p style="text-align: center;">(表面)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">略</div> <p style="text-align: center;">(裏面)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">お 知 ら せ</p> <p>1～4 略</p> <p>5 <u>納入通知書に指定した期日までに納付されていない場合は、納付の日までの期間の日数に応じ、その金額に鳥取県延滞金徴収条例(昭和27年鳥取県条例第45号)第3条に定める割合を乗じて計算した額の延滞金が徴収されることとなります。詳しくは、下記までお問い合わせください。</u></p> </div> <p style="text-align: center;">記</p> <p>問合せ先 (住所) (課所) (電話)</p> <p>備考 必要に応じ所要事項を加え、又は削除することができる<u>ほか、地方自治法第231条の3第</u></p>	<p>様式第1号(第4条関係)</p> <p style="text-align: center;">(表面)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">略</div> <p style="text-align: center;">(裏面)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">お 知 ら せ</p> <p>1～4 略</p> <p>5 <u>地方自治法第231条の3第1項に係る未収金については、その金額(100円未満の端数があるときは、その端数金額は、切り捨てる。)につき、納入通知書に指定した期日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.5パーセント(納入通知書に指定した期日の翌日から督促状に指定した期日までの期間については、年7.25パーセント(当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における公定歩合に年4パーセントの割合を加算した割合が年7.25パーセントの割合に満たない場合は、当該公定歩合に年4パーセントの割合を加算した割合)の割合を乗じて計算した額(10円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てる。)の延滞金が徴収されることとなります。</u></p> </div> <p style="text-align: center;">記</p> <p>問合せ先 (住所) (課所) (電話)</p> <p>備考 必要に応じ所要事項を加え、又は削除することができる。</p>

<p><u>1項に規定する歳入以外の歳入金にあつては、5の「鳥取県延滞金徴収条例（昭和27年鳥取県条例第45号）第3条に定める割合を乗じて計算した額の延滞金」の部分を「年14.6パーセントの割合を乗じて計算した額の遅延利息」のように、約定（約定のない場合は、民法第419条）に従って記載すること。</u></p>	
--	--

（鳥取県公有財産事務取扱規則の一部改正）

第2条 鳥取県公有財産事務取扱規則（昭和39年鳥取県規則第27号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（遅延利息） 第21条 略</p> <p>2 前項の遅延利息の額は、貸付料の金額（100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）につき、納付期日から納付の日までの期間の日数に応じ、<u>年14.6パーセントの割合と租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合に年8.3パーセントの割合を加算した割合とのいずれか低い割合を乗じて計算した額</u>（10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とする。</p>	<p>（遅延利息） 第21条 略</p> <p>2 前項の遅延利息の額は、貸付料の金額（100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）につき、納付期日から納付の日までの期間の日数に応じ、<u>年14.5パーセントの割合を乗じて計算した額</u>（10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とする。</p>

（介護福祉士等修学資金貸与規則の一部改正）

第3条 介護福祉士等修学資金貸与規則（平成5年鳥取県規則第50号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（延滞金） 第14条 借受者は、正当な理由がなく修学資金を返還すべき日までに返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの期間に応じ、その返還すべき修学資金の金額に<u>年14.6パーセントの割合と租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合に年8.3パーセントの割合を加算した割合とのいずれか低い割合を乗じて計算した金額に相当する額の延滞金を支払わなければならない。</u></p>	<p>（延滞金） 第14条 借受者は、正当な理由がなく修学資金を返還すべき日までに返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの期間に応じ、その返還すべき修学資金の金額に<u>年14.5パーセントの割合を乗じて計算した金額に相当する額の延滞金を支払わなければならない。</u></p>

（鳥取県保育士等修学資金貸付規則の一部改正）

第4条 鳥取県保育士等修学資金貸付規則（平成25年鳥取県規則第54号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
-------	-------

<p>(延滞金)</p> <p>第14条 修学生は、正当な理由がなく修学資金を返還すべき日までに返還しなかったときは、返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、その返還すべき修学資金の額に年<u>14.6パーセントの割合と租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合に年8.3パーセントの割合を加算した割合とのいずれか低い割合</u>を乗じて計算した金額に相当する延滞金を支払わなければならない。</p>	<p>(延滞金)</p> <p>第14条 修学生は、正当な理由がなく修学資金を返還すべき日までに返還しなかったときは、返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、その返還すべき修学資金の額に年<u>14.5パーセントの割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を支払わなければならない。</u></p>
--	---

(鳥取県看護職員修学資金等貸付規則の一部改正)

第5条 鳥取県看護職員修学資金等貸付規則（昭和37年鳥取県規則第69号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(延滞金)</p> <p>第15条 修学生であった者は、正当な理由がなく、毎月貸付金を返還すべき日までに返還しなかったときは、返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、その延滞金額に年<u>14.6パーセントの割合と租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合に年8.3パーセントの割合を加算した割合とのいずれか低い割合</u>を乗じて計算した金額に相当する延滞利子を支払わなければならない。</p> <p>2 奨学生であった者は、正当な理由がなく、貸付金を返還すべき日までに返還しなかったときは、返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、その延滞金額に年<u>14.6パーセントの割合と租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年8.3パーセントの割合を加算した割合とのいずれか低い割合</u>を乗じて計算した金額に相当する延滞利子を支払わなければならない。</p>	<p>(延滞金)</p> <p>第15条 修学生であった者は、正当な理由がなく、毎月貸付金を返還すべき日までに返還しなかったときは、返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、その延滞金額に年<u>14.5パーセントの割合を乗じて計算した金額に相当する延滞利子を支払わなければならない。</u></p> <p>2 奨学生であった者は、正当な理由がなく、貸付金を返還すべき日までに返還しなかったときは、返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、その延滞金額に年<u>14.5パーセントの割合を乗じて計算した金額に相当する延滞利子を支払わなければならない。</u></p>

(鳥取県理学療法士等修学資金貸付規則の一部改正)

第6条 鳥取県理学療法士等修学資金貸付規則（昭和49年鳥取県規則第23号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(延滞金)</p> <p>第12条 修学生であった者は、正当な理由がなく貸付金を返還すべき日までに返還しなかったとき</p>	<p>(延滞金)</p> <p>第12条 修学生であった者は、正当な理由がなく貸付金を返還すべき日までに返還しなかったとき</p>

<p>は、返還すべき日の翌日から返還の日までの期間に応じ、その延滞金額に年<u>14.6パーセント</u>の割合と<u>租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合に年8.3パーセントの割合を加算した割合とのいずれか低い割合</u>を乗じて計算した金額に相当する延滞金を支払わなければならない。</p>	<p>は、返還すべき日の翌日から返還の日までの期間に応じ、その延滞金額に年<u>14.5パーセント</u>の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を支払わなければならない。</p>
---	---

(鳥取県医師養成確保奨学金貸付規則の一部改正)

第7条 鳥取県医師養成確保奨学金貸付規則（平成17年鳥取県規則第119号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(延滞金) 第13条 奨学生であった者は、正当な理由がなく貸付金を返還すべき日までに返還しなかったときは、返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、その返還すべき貸付金の金額に年<u>14.6パーセント</u>の割合と<u>租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合に年8.3パーセントの割合を加算した割合とのいずれか低い割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を支払わなければならない。</u></p>	<p>(延滞金) 第13条 奨学生であった者は、正当な理由がなく貸付金を返還すべき日までに返還しなかったときは、返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、その返還すべき貸付金の金額に年<u>14.5パーセント</u>の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を支払わなければならない。</p>

(鳥取県緊急医師確保対策奨学金貸付規則の一部改正)

第8条 鳥取県緊急医師確保対策奨学金貸付規則（平成20年鳥取県規則第75号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(延滞金) 第14条 奨学生は、正当な理由がなく奨学金を返還すべき日までに返還しなかったときは、返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、その返還すべき奨学金の額に年<u>14.6パーセント</u>の割合と<u>租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合に年8.3パーセントの割合を加算した割合とのいずれか低い割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を支払わなければならない。</u></p>	<p>(延滞金) 第14条 奨学生は、正当な理由がなく奨学金を返還すべき日までに返還しなかったときは、返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、その返還すべき奨学金の額に年<u>14.5パーセント</u>の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を支払わなければならない。</p>

(鳥取県医師海外留学資金貸付金貸付規則の一部改正)

第9条 鳥取県医師海外留学資金貸付金貸付規則（平成21年鳥取県規則第81号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前

<p>(延滞金)</p> <p>第15条 借受者は、正当な理由がなく貸付金を返還すべき日までに返還しなかったときは、返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、その返還すべき貸付金の額に年<u>14.6パーセント</u>の割合と<u>租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合に年8.3パーセントの割合を加算した割合とのいずれか低い割合</u>を乗じて計算した金額に相当する延滞金を支払わなければならない。</p>	<p>(延滞金)</p> <p>第15条 借受者は、正当な理由がなく貸付金を返還すべき日までに返還しなかったときは、返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、その返還すべき貸付金の額に年<u>14.5パーセント</u>の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を支払わなければならない。</p>
---	---

(鳥取県臨時特例医師確保対策奨学金貸付規則の一部改正)

第10条 鳥取県臨時特例医師確保対策奨学金貸付規則（平成21年鳥取県規則第91号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(延滞金)</p> <p>第13条 奨学生であった者は、正当な理由がなく奨学金を返還すべき日までに返還しなかったときは、返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、その返還すべき奨学金の額に年<u>14.6パーセント</u>の割合と<u>租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合に年8.3パーセントの割合を加算した割合とのいずれか低い割合</u>を乗じて計算した金額に相当する延滞金を支払わなければならない。</p>	<p>(延滞金)</p> <p>第13条 奨学生であった者は、正当な理由がなく奨学金を返還すべき日までに返還しなかったときは、返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、その返還すべき奨学金の額に年<u>14.5パーセント</u>の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を支払わなければならない。</p>

(鳥取県臨床研修医研修資金貸付金貸付規則の一部改正)

第11条 鳥取県臨床研修医研修資金貸付金貸付規則（平成25年鳥取県規則第29号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(延滞金)</p> <p>第13条 借受者は、正当な理由がなく貸付金を返還すべき日までに返還しなかったときは、返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、その返還すべき貸付金の額に年<u>14.6パーセント</u>の割合と<u>租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合に年8.3パーセントの割合を加算した割合とのいずれか低い割合</u>を乗じて計算した金額に相当する延滞金を支払わなければならない。</p>	<p>(延滞金)</p> <p>第13条 借受者は、正当な理由がなく貸付金を返還すべき日までに返還しなかったときは、返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、その返還すべき貸付金の額に年<u>14.5パーセント</u>の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を支払わなければならない。</p>

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成26年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 第2条から第11条までの規定による改正後の規則の規定は、平成26年1月1日以後に貸付けの申請を受ける貸付料又は貸付金に係る遅延損害金について適用し、同日前に貸付けの申請を受けた貸付料又は貸付金に係る遅延損害金については、なお従前の例による。

教育委員会規則

鳥取県立学校管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年12月27日

鳥取県教育委員会委員長 中 島 諒 人

鳥取県教育委員会規則第10号

鳥取県立学校管理規則の一部を改正する規則

鳥取県立学校管理規則（昭和51年鳥取県教育委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(休業日) 第7条 略 2 略 <u>3 校長は、第1項の規定にかかわらず、教育長の承認を受けて、同項第1号又は第2号に掲げる日を休業日としないことができる。</u> 4 略 <u>5 校長は、教育上必要があると認めるときは、第1項第1号から第5号までに掲げる休業日又は第2項若しくは前項の規定による休業日を臨時に変更することができる。この場合において、変更後の休業日の総日数は、変更前の休業日の総日数を超えてはならない。</u> 6 略	(休業日) 第7条 略 2 略 3 略 4 校長は、教育上必要があると認めるときは、第1項第1号から第5号までに掲げる休業日又は第2項若しくは前項の規定による休業日を変更することができる。この場合において、変更後の休業日の総日数は、変更前の休業日の総日数を超えてはならない。 5 略

附 則

この規則は、公布の日から施行する。